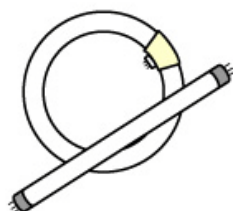


4月1日から

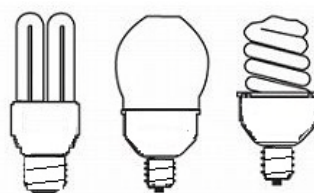
蛍光灯の拠点回収がスタートします！

水銀による環境汚染を世界規模で防止する枠組みである「水銀による水俣条約」及び「水銀による環境の汚染の防止に関する法律」に対応し、蛍光灯に含まれる水銀を資源化・適正処理するため、平成30年4月1日から、家庭から出る蛍光灯の回収を開始します。なお、事業所から出る蛍光灯は除きます。

○対象となるもの



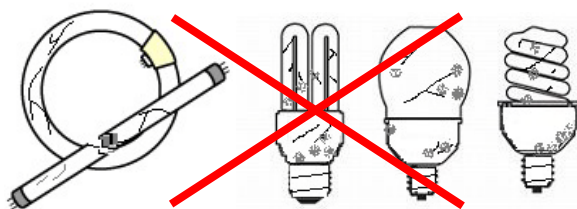
環型・直管型蛍光灯



電球型蛍光灯

※豊山町役場 住民課 環境保全係（1階2番窓口）、又はリサイクルステーションにお持ちください。

○対象とならないもの（「不燃ごみ」で出してください） （ご注意ください！！）



割れた 蛍光灯



白熱電球・LED製品

※丈夫な紙などに包んで、「不燃ごみ」で出してください。

○出し方

豊山町役場 住民課 環境保全係（1階2番窓口）、又はリサイクルステーション（金～日曜（体育大会及び年末年始を除く）8：30～17：00）にお出してください。

問合せ 住民課 環境保全係 電話28-0916（直通）